

2 申告所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

- (1) この章は、平成16年1月1日から12月31日までの間の所得について、平成17年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された人（申告納税者という。）の課税の事績を、全数調査又は標本調査の方法で調査・集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない者及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告等を要しない者は、調査の対象から除かれている。
- (2) 各所得者の区分は次のとおりである。

申告納税者	事業所得者	営業等所得者	事業所得のうち、営業等から生ずる所得が最も大きい者をいう。
	事業所得だけを有する者及び事業所得の金額が他の所得金額より大きい者	農業所得者	事業所得のうち、農業から生ずる所得が最も大きい者をいう。
	その他所得者		事業所得者以外の者をいう。

2 申告所得税の税率等（課税所得金額又は課税退職所得金額に対して）（平成16年分）

課税所得金額	税率	控除額
330万円未満の場合	10 %	0円
900 〃	20	330,000
1,800 〃	30	1,230,000
1,800万円以上の場合	37	2,490,000

3 申告所得税の主な諸控除（平成16年分）

(1) 所得控除

イ 基礎控除	380,000円
ロ 配偶者控除	380,000円
ただし、	
老人控除対象配偶者（昭和10年1月1日以前に生まれた者）	480,000円
同居特別障害者である控除対象配偶者	730,000円
同居特別障害者である老人控除対象配偶者	830,000円

ハ 配偶者特別控除

(イ) 控除対象配偶者に当たる場合 0 円

(ロ) 控除対象配偶者に当たらない場合

A 合計所得金額が38万円を超え40万円未満である者 38万円

B 合計所得金額が40万円以上75万円未満である者

$380,000円 - |合計所得金額 - 380,000円| = 配偶者特別控除額$

5万円の整数倍の金額から
3万円を控除した金額でな
いときは、5万円の整数倍
の金額のうち、 $|合計所得
金額 - 380,000円|$ に満たな
い金額で最も多い金額

C 合計所得金額が75万円以上76万円未満である者 3万円

D 合計所得金額が76万円以上である者 0円

(※ 配偶者特別控除は、所得金額の合計額が1,000万円を超える場合は受けることができない。)

ニ 扶養控除 380,000円

ただし、

特定扶養親族（昭和57年1月2日から昭和64年1月1日までに生まれた者） 630,000円

老人扶養親族のうち同居老親等 580,000円

老人扶養親族のうち同居老親等以外 480,000円

なお、扶養親族が同居特別障害者に該当する場合は350,000円を加算した額

ホ 雑損控除 「損害金額－保険金などで補てんされる金額」の金額（ $\textcircled{A}$ ）を基として計算
した、次の①と②とのいずれか多い方の金額

① $\textcircled{A}$ の金額－（所得金額の合計額 $\times$ 10％）

② $\textcircled{A}$ の金額のうち災害関連支出の金額－5万円

ヘ 医療費控除 支払った医療費から100,000円と合計所得金額の5％とのいずれか少ない方
の金額を控除した金額（最高 200万円）

ト 社会保険料控除 支払った社会保険料の全額

チ 生命保険料控除

(イ) 一般の生命保険料

支払保険料の金額に応じて次の区分の金額

A 25,000円以下の場合

全 額

B 25,000円を超え50,000円以下の場合

支払保険料 $\times 1/2 + 12,500円$

C 50,000円を超える場合

支払保険料 $\times 1/4 + 25,000円$ （最高5万円）

(ロ) 個人年金保険料

(イ)の計算に同じ

(ハ) (イ)と(ロ)がある場合

(イ)と(ロ)の合計

- リ 損害保険料控除 …………… 支払った損害保険料を次により区分して計算した金額
- (イ) 長期契約のみの場合 (最高 15,000円)
- 10,000円以下は全額、10,000円超はその超える額の $1/2$ と10,000円の合計
- (ロ) 短期契約のみの場合 (最高 3,000円)
- 2,000円以下は全額、2,000円超はその超える額の $1/2$ と2,000円の合計
- (ハ) (イ)と(ロ)がある場合
- (イ)と(ロ)の合計で最高 15,000円
- ヌ 小規模企業共済等掛金控除 …………… 小規模企業共済掛金 (旧第2種共済掛金を除く。) と心身障害者扶養共済掛金の支払額全額
- ル 障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 …………… 270,000円
- ただし、特別障害者の場合は (障害者控除) …………… 400,000円
- 特定寡婦の場合は (寡婦控除) …………… 350,000円
- オ 老年者控除 …………… 500,000円
- (昭和15年1月1日以前に生まれた者で、所得金額の合計額が1,000万円以下の者)
- ワ 寄付金控除 …… 寄付金の額 (所得金額の25%を限度) のうち、10,000円を超える部分の金額
- (2) 税額控除
- イ 配当控除 …… ① 利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額 $\times 10\%$
- ② 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額 $\times 5\%$
(課税総所得金額が1,000万円を超える場合、その超える金額に対応する配当については、5%又は2.5%となる。)
- ロ 外国税額控除 …… その年分の所得税の額 $\times \frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年分の所得総額}}$
- ハ 住宅取得等特別控除 …… 次のとおり
- ① 平成13年7月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合 (住宅借入金等特別控除)
(居住の用に供した年 (1年目) から10年目までの各年)
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right) \times 1\% \longrightarrow \left(\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$
- ② 平成11年1月1日から13年6月30日までの間に居住の用に供した場合 (住宅借入金等特別控除)
- A 居住の用に供した年 (1年目) から6年目までの各年
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right) \times 1\% \longrightarrow \left(\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$
- B 7年目から11年目までの各年
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right) \times 0.75\% \longrightarrow \left(\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$
- C 12年目から15年目までの各年
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% \longrightarrow \left(\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

- ③ 平成11年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合に、選択により、②に代えて行うことができる「経過措置の計算方法」（住宅借入金等特別控除）又は、平成10年中に居住の用に供した場合（住宅取得等特別控除）

A 居住の用に供した年（1年目）から3年目までの各年

- ① 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円以下のとき
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 2\% \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$
- ② 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円を超え2,000万円以下のとき
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 1\% + 10\text{万円} \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$
- ③ 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超えるとき
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% + 20\text{万円} \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

B 4年目から6年目までの各年

- ① 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円以下のとき
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 1\% \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$
- ② 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超えるとき
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% + 10\text{万円} \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

- ④ 阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合に、選択により、①又は②に代えて居住の用に供した年以後6年間の各年について行うことができる計算方法（住宅借入金等特別控除・住宅取得等特別控除）

- ① 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円以下のとき
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 2\% \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$
- ② 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円を超え2,000万円以下のとき
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 1\% + 10\text{万円} \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$
- ③ 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超えるとき
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% + 20\text{万円} \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

ニ 政党等寄付金特別控除額

次の①と②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）

- ①
$$\left[\left(\begin{array}{l} \text{政党等に対する} \\ \text{寄付金の支出額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} 1\text{万円} - \text{「特定寄付金の支出額」} \\ \text{(赤字のときは0)} \end{array} \right) \right] \times 30\%$$
- ② 所得税の額の25%相当額

2-1 課税状況

(1) 申告及び処理の状況

区 分 \ 項 目		合 計			所		
					営 業 等 所 得 者		
		人 員	総 所 得 等 金 額	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 等 金 額	申 告 納 税 額 等
平成 12 年 分		人 48,225	千円 264,133,516	千円 19,620,611	人 12,307	千円 38,359,385	千円 2,508,522
〃 13 〃		47,868	300,462,509	26,815,051	11,167	35,513,447	2,276,768
〃 14 〃		48,578	263,201,583	19,242,727	10,982	34,326,679	2,274,182
〃 15 〃		49,388	267,305,982	19,504,955	10,782	33,992,052	2,285,587
〃 16 〃		52,959	281,606,069	19,403,134	11,168	34,341,285	2,389,700
平成 16 年 分	確 定 申 告	52,949	281,474,846	19,383,852	11,168	34,352,423	2,388,570
	修 正 申 告	27	213,061	22,864	4	12,268	2,295
	決 定 ・ 増 額 更 正	—	3	1	—	—	—
	減 額 更 正	△ 15	△ 73,905	△ 3,101	△ 4	△ 21,659	△ 936
	更 正 請 求	△ 2	△ 7,936	△ 481	—	△ 1,746	△ 229
	異 議 申 立 決 定 等	—	—	—	—	—	—
	計	52,959	281,606,069	19,403,134	11,168	34,341,285	2,389,700
	法第103条による税額	226	—	76,745			
	合 計	53,185	—	19,479,879			
	加 算 税						
	過 少 申 告	1	—	8			
	無 申 告	16	—	373			
	重	—	—	—			
納 税 額 総 計		53,202	—	19,480,260			

(翌年3月31日現在)

得 者 別 内 訳					
農 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者		
人 員	総 金 所 得 等	申 告 納 等	人 員	総 金 所 得 等	申 告 納 等
人	千円	千円	人	千円	千円
572	1,471,712	47,933	35,346	224,302,419	17,064,156
475	1,206,274	53,991	36,226	263,742,788	24,484,292
599	1,490,274	48,943	36,997	227,384,630	16,919,602
684	1,778,388	59,936	37,922	231,535,542	17,159,432
666	1,591,508	63,523	41,125	245,673,276	16,949,911
664	1,585,469	63,139	41,117	245,536,954	16,932,143
2	6,555	425	21	194,239	20,144
—	—	—	—	3	1
—	△ 516	△ 41	△ 11	△ 51,730	△ 2,123
—	—	—	△ 2	△ 6,190	△ 252
—	—	—	—	—	—
666	1,591,508	63,523	41,125	245,673,276	16,949,911

調査対象等：この表は各年分の申告所得税について、翌年3月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を示したものである。

用語の説明：1 総所得金額等とは、総所得金額（利子、配当、不動産、事業、給与、譲渡、一時、雑の各所得金額の合計）及び土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡、株式等に係る譲渡所得等の金額、山林、退職の各所得金額の合計額をいい、損益通算、純損失及び雑損失の繰越控除後の金額をいう。

2 申告納税額とは、総所得金額等から所得控除した後の課税所得金額に、所定の税率を乗じて計算した税額から、税額控除、源泉徴収税額等を控除した後の納付すべき税額をいう。

3 更正請求とは、納税義務者の申告をした課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等、一定の理由に限り、一定期間内に更正（改め直すこと）の請求をすることをいう。

4 法第103条による税額とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が、年税額となった所得税額をいう。

5 加算税とは、法定期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課する税であって一種の行政罰の性格を有するものをいう。

(1) 過少申告加算税……期限内の申告が過少であった場合に課されるもの

(2) 無申告加算税……申告が期限後になった場合に課されるもの

(3) 重加算税……所得の計算において事実を隠ぺい又は仮装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課されるもの

(2) 既往年分の課税状況

	15 年 分			14 年 以 前 分			計		
	人 員	総 所 得 金 額	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 金 額	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 金 額	申 告 納 税 額 等
申告又は処理による増減差額	内 2,150 3,887	9,409,983	808,340	内 480 1,128	6,305,690	1,015,729	内 2,630 5,015	15,715,672	1,824,069
過少申告加算税	内 501 506	—	17,762	内 444 451	—	39,089	内 945 957	—	56,851
無申告加算税	内 809 820	—	55,228	内 274 290	—	35,349	内 1,083 1,110	—	90,577
重加算税	内 40 40	—	39,576	内 149 154	—	176,268	内 189 194	—	215,844
小 計	内 1,350 1,366	—	112,565	内 867 895	—	250,706	内 2,217 2,261	—	363,271
計	—	—	920,905	—	—	1,266,435	—	—	2,187,340

調査対象等：平成15年分以前の申告所得税の納税者について、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の申告又は処理（更正・決定等）による課税事績を示した。
(注) 内書は本税又は加算税の金額が増加したものを掲げている。

(3) 免除状況

区 分	人 員	所 得 金 額	軽減又は免除税額
租税特別措置法第25条 《肉用牛の売却による農業所得の免税》の規定によるもの	人 37	106,889	9,193
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条《所得税の軽減免除》の規定によるもの	—	—	—
計	実 37	106,889	9,193

調査対象等：平成16年分の所得税の確定申告により、所得税を軽減又は免除（軽減又は免除により納付税額のなくなった者を含む。）された者の事績を平成17年3月31日現在で示した。

(注) 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

(4) 16年分確定申告状況調(署別)

項 目 署 名	営 業 等			農 業			そ の 他			計		
	人 員	所 得	税 額	人 員	所 得	税 額	人 員	所 得	税 額	人 員	所 得	税 額
那 覇	件 3,349	千円 10,288,843	千円 649,179	件 251	千円 596,511	千円 23,154	件 11,497	千円 69,251,620	千円 4,764,358	件 15,097	千円 80,136,974	千円 5,436,691
平 良	457	1,064,045	52,355	46	119,900	3,328	762	7,494,223	585,336	1,265	8,678,168	641,020
石 垣	612	1,806,048	129,027	46	89,212	2,312	1,172	5,317,162	250,030	1,830	7,212,422	381,369
北 那 覇	2,123	7,433,250	545,769	76	220,397	14,316	8,490	54,631,280	3,318,407	10,689	62,284,926	3,878,491
名 護	999	2,960,469	258,888	157	356,043	12,019	2,869	13,168,189	710,487	4,025	16,484,701	981,394
神 縄	3,628	10,788,630	754,483	90	209,445	8,394	16,335	95,810,802	7,321,293	20,053	106,808,877	8,084,170
計	11,168	34,341,285	2,389,700	666	1,591,508	63,523	41,125	245,673,276	16,949,911	52,959	281,606,069	19,403,134

2-2 所得階級別人員

(1) 税務署別、所得階級別人員 (16年分)

区分	署名	70万円以下	100万円以下	150万円以下	200万円以下	300万円以下	400万円以下	500万円以下
合計	全管	人 2,475	人 2,469	人 5,668	人 6,160	人 9,107	人 6,120	人 4,511
	那覇	691	728	1,618	1,831	2,586	1,720	1,282
	平良	90	87	149	202	233	122	71
	石垣	95	131	275	277	334	183	131
	北那覇	352	421	1,127	1,227	1,848	1,196	854
	名護	329	263	607	534	760	423	261
	沖縄	918	839	1,892	2,089	3,346	2,476	1,912
営業	全管	1,594	1,112	1,762	1,555	2,154	1,055	601
	那覇	443	328	543	473	647	318	177
	平良	77	61	77	74	92	32	11
	石垣	53	75	101	97	129	54	31
	北那覇	209	206	325	282	466	220	129
	名護	205	99	176	126	170	80	41
	沖縄	607	343	540	503	650	351	212
農業	全管	64	66	116	113	144	70	42
	那覇	29	32	40	36	48	26	17
	平良	1	5	5	8	12	9	3
	石垣	5	1	8	11	16	4	1
	北那覇	5	6	12	19	13	5	9
	名護	11	16	33	22	43	15	5
	沖縄	13	6	18	17	12	11	7
その他	全管	817	1,291	3,790	4,492	6,809	4,995	3,868
	那覇	219	368	1,035	1,322	1,891	1,376	1,088
	平良	12	21	67	120	129	81	57
	石垣	37	55	166	169	189	125	99
	北那覇	138	209	790	926	1,369	971	716
	名護	113	148	398	386	547	328	215
	沖縄	298	490	1,334	1,569	2,684	2,114	1,693

700万円以下	1,000万円以下	2,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	5,000万円超	計	署名	区分
人 6,133	人 4,572	人 4,083	人 898	人 510	人 253	人 52,959	全管	合計
1,673	1,286	1,169	285	157	71	15,097	那覇	
100	106	77	15	11	2	1,265	平良	
175	127	67	21	7	7	1,830	石垣	
1,288	984	974	227	134	57	10,689	北那覇	
356	253	160	32	26	21	4,025	名護	
2,541	1,816	1,636	318	175	95	20,053	沖縄	
525	331	313	85	59	22	11,168	全管	営業
172	89	102	35	20	2	3,349	那覇	
11	9	10	1	2	0	457	平良	
37	16	13	2	1	3	612	石垣	
97	73	68	24	17	7	2,123	北那覇	
37	37	16	4	4	4	999	名護	
171	107	104	19	15	6	3,628	沖縄	
33	11	6	0	1	0	666	全管	農業
16	4	3	0	0	0	251	那覇	
3	0	0	0	0	0	46	平良	
0	0	0	0	0	0	46	石垣	
4	1	1	0	1	0	76	北那覇	
7	4	1	0	0	0	157	名護	
3	2	1	0	0	0	90	沖縄	
5,575	4,230	3,764	813	450	231	41,125	全管	その他
1,485	1,193	1,064	250	137	69	11,497	那覇	
86	97	67	14	9	2	762	平良	
138	111	54	19	6	4	1,172	石垣	
1,187	910	905	203	116	50	8,490	北那覇	
312	212	143	28	22	17	2,869	名護	
2,367	1,707	1,531	299	160	89	16,335	沖縄	

申告所得税

(2) 所得者別人員（16年分）

区 分	合 計 所 得			
	営 業 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 所 得 者	計
	人	人	人	人
70万円以下	1,594	64	817	2,475
100万円以下	1,112	66	1,291	2,469
150万円以下	1,762	116	3,790	5,668
200万円以下	1,555	113	4,492	6,160
300万円以下	2,154	144	6,809	9,107
400万円以下	1,055	70	4,995	6,120
500万円以下	601	42	3,868	4,511
700万円以下	525	33	5,575	6,133
1,000万円以下	331	11	4,230	4,572
2,000万円以下	313	6	3,764	4,083
3,000万円以下	85	0	813	898
5,000万円以下	59	1	450	510
5,000万円 超	22	0	231	253
計	11,168	666	41,125	52,959

調査対象等：平成16年分の申告所得税の納税者について、平成17年3月31日現在の合計所得により階級区分して、その分布を示したものである。

(3) 所得階級別人員の累年比較

年 別 分 所得階級	平成12年分		平成13年分		平成14年分		平成15年分		平成16年分	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
70万円以下	2,342	5	2,435	5	2,503	5	2,487	5	2,475	5
100万円以下	2,330	5	2,232	5	2,292	5	2,357	5	2,469	5
200万円以下	9,110	19	9,182	19	10,963	22	9,743	20	11,828	22
500万円以下	18,335	38	18,035	37	16,611	34	18,532	38	19,738	37
1,000万円以下	10,586	22	10,457	22	10,572	22	10,626	21	10,705	20
1,000万円 超	5,522	11	5,527	12	5,637	12	5,643	11	5,744	11
計	48,225	100	47,868	100	48,578	100	49,388	100	52,959	100

(注) この表は「(2)所得者別人員」について、累年比較したものである。

2-3 所得種類別状況

所得種類別人員、所得金額（16年分）

区 分	総 計				
	人 員			所 得 金 額	
	主たるもの	従 た る も の			
	人	外 人	人	外 百万円	百万円
事業所得 { 営業所得 農業所得 計	11,205	916	1,904	1,268	34,528
	667	302	802	276	1,774
	11,872	1,218	2,706	1,544	36,302
利 子 所 得	11	0	42	0	64
配 当 所 得	31	0	1,120	0	1,803
不 動 産 所 得	17,400	300	11,891	278	92,187
給 与 所 得	15,912	0	5,433	0	94,384
総 合 譲 渡 所 得	37	23	43	68	238
一 時 所 得	353	0	1,084	0	1,937
雑 所 得	4,833	0	7,600	0	15,211
損益通算による差額	—	—	—	936	399
合 計	50,449	1,541	29,919	2,827	242,526
山 林 所 得	—	—	2	—	—
退 職 所 得	37	—	102	—	752
分 離 短 期 譲 渡 所 得	74	8	100	—	578
分 離 長 期 譲 渡 所 得	2,245	35	486	—	33,508
株 式 等 の 譲 渡 所 得	154	—	421	—	7,069
総 計	52,959	1,584	31,030	2,827	284,433

調査対象等：平成16年分の申告所得税の納税者について、平成17年3月31日現在の合計所得を所得の種類別に区分して、人員、所得金額の状況を示したものである。

(注) 1 1人で2以上の種類の所得を併有する場合は、各種類の所得のうち最も大きいものを「主たるもの」欄に、その他のものを「従たるもの」欄に、それぞれ該当する種類ごとに1人として掲げた。

なお、所得金額は、主たるもの及び従たるものを区分することなく、各種類ごとの所得金額の合計額を掲げた。

2 外書は、損失額のある者の人員及びその損失額を掲げた。

3 所得金額は、特後所得（特典控除後のことで、青色事業専従者給与等の青色申告の特典の金額又は事業専従者控除額を控除した後の金額をいう。）で示されている。

2-4 青色申告の状況

(1) 営業等所得者の青色申告の状況

区 分 署 別	①申告所得税 納 税 者 数	青 色 申 告 者 数			普 及 割 合 (②/①)
			② 申告納税額のある者	左記以外	
	人	人	人	人	
那 覇	3,349	7,147	1,530	5,617	45.69
平 良	457	854	223	631	48.80
石 垣	612	1,130	334	796	54.58
北 那 覇	2,123	5,561	1,232	4,329	58.03
名 護	999	1,184	310	874	31.03
沖 縄	3,628	6,362	1,456	4,906	40.13
計	11,168	22,238	5,085	17,153	45.53

調査対象等：平成16年分の申告所得税の納税者及び青色申告者について、平成17年3月31日現在の青色申告状況を示したものである。

用語の説明：1 申告納税額のある者とは、確定申告書を提出する義務のある者のうち、申告納税額のある者をいう。

2 左記以外は、課税標準額に各種の控除規定（扶養控除、障害者控除、老年者控除等）が適用された結果、課税標準額又は納付すべき税額がなくなり、全く納税義務がなくなった者のことをいう。

(2) 営業等所得者の青色申告者数の推移

区 分	①申告所得税 納 税 者 数	青 色 申 告 者 数			普 及 割 合 (②/①)
			② 申告納税額のある者	左記以外	
	人	人	人	人	
平 成 12 年 分	12,307	20,150	5,164	14,986	42.0
〃 13 〃	11,167	20,358	4,875	15,483	43.7
〃 14 〃	10,982	20,726	4,857	15,869	44.2
〃 15 〃	10,782	21,343	4,856	16,487	45.0
〃 16 〃	11,168	22,238	5,085	17,153	45.5

(3) 青色申告者の異動状況

区 分 所得 の種類	㉦ 16年3月15 日現在青色 申告者（申 請者を含む）	16 年 分			17 年 分		
		㉧ の うち		㉨ 17年3月15 日現在の青 色 申 告 者	㉩ ㉨のうち前 年分からの 青色申告者	㉪ 新規申請者	㉫ 合 計 (㉩+㉪)
		取消	取りやめ 取りさげ				
営 業	人 22,208	人 1	人 503	人 22,238	人 21,923	人 1,104	人 23,027
農 業	1,538	—	14	1,527	1,506	60	1,566
小 計	23,746	1	517	23,765	23,429	1,164	24,593
不 動 産	9,442	—	96	9,487	9,459	540	9,999
山 林	—	—	—	—	—	—	—
合 計	33,188	1	613	33,252	32,888	1,704	34,592